最終更新日：2021年5月21日

株式会社河合楽器製作所
河合　弘隆
問合せ先：社長室 053-457-1227
証券コード：7952
https://www.kawai.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

株式会社河合楽器製作所グループは、下記「経営の理念」に基づき、持続的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンス基本方針を制定し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組む。
＜経営の理念＞
　創造性豊かな好感度企業を目ざして
　　快適で豊かな生活環境を創造します
　　お客様の満足を第一に商品・サービスを提供します
　　新しい時代に向かって企業活動を推進します
　　社員を大切に、明るい企業をめざします

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4．政策保有株式】
当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、業務提携、取引の維持及び関係の強化等事業遂行上有益であるか否かを判断基準とする方針を策定しております。
また、中長期的観点から毎年、取締役会において実効的に検証・判断し、保有の妥当性が認められないものについては、縮減するなど見直しをすることとしております。
また、政策保有株式に係る議決権行使についても、投資先企業の中長期的な企業価値向上、また当社への影響等の観点から判断することとしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社では、関連当事者間の取引については、社外取締役も構成員となっている取締役会において、その必要性、内容の妥当性等を十分検証のうえ承認を得た場合にのみ実施することとしており、当該取引の公正性を適切に監視しています。
また、該当する取引については法令の定めに従い、その概要を開示しています。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社の退職年金制度は確定拠出企業年金のため、企業年金の積立金の運用は行っておりません。

【原則3－1．情報開示の充実】
当社は、取締役会において決定した中期経営計画、経営戦略等について、決算説明や当社ホームページで開示しております。
コーポレート・ガバナンスについては、コーポレート・ガバナンス基本方針を策定し開示するとともに、コーポレート・ガバナンス報告書を作成・開示します。
経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名は、一定の選定基準を設け、コーポレート・ガバナンス委員会の答申に基づき決定するものとしています。
また取締役の報酬につきましては、コーポレート・ガバナンス委員会で審議し、代表取締役に答申の上で決定しております。
取締役候補者および監査役候補者それぞれの指名の理由につきましては、株主総会招集通知により開示します。

（補充原則4－1－1）　経営陣に対する委任の範囲
取締役会は、法令および取締役会規程により決裁権限とされた事項につき審議・決定するとともに、経営全般に関する監督機能を果たすものとしています。
経営陣に対する委任の範囲については、その概要を適宜開示することとしております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、独立社外取締役の選定にあたって会社法及び東京証券取引所の定める基準とともに当社独自の「社外役員の独立性基準」を満たす候補者を選定しております。

（補充原則4－11－1）　取締役会のメンバーのバランス・多様性・規模に関する考え方と取締役の選任に関する方針・手続き
当社の取締役会は、取締役のうち社外取締役は2名以上、監査役は半数を社外監査役とすることを基本的な考え方としています。
業務執行取締役は、当社事業部門および経営、経理・財務、総務・人事等の各担当を統括しております。
社外取締役及び社外監査役は、性別を問わず、法令の定める独立性基準に基づき選任を行っています。また、社外取締役は、企業経営経験者の幅広い知見および弁護士の専門性を、社外監査役は公認会計士、監督行政の経験者等の高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しています。
現在は取締役会出席者14名中 4 名が、法令の定める独立性基準を満たす独立社外役員(社外取締役2名、社外監査役2名)であり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっています。

（補充原則４－１１－２） 取締役の兼任状況
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。
取締役10名は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。
社外監査役２名のうち１名が当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりますが、監査業務に影響はありません。

（補充原則４－１１－３） 取締役会全体の実効性について分析・評価
当社は、年１回、取締役会の構成、運営、議題、支援体制等に対する各取締役の評価及び意見をもとに、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果を開示することとしております。取締役会全体の実効性は概ね確保されていると判断しており、取締役会のあり方や運営方法は、各取締役の意見を踏まえ適宜改善を図っております。

（補充原則４－１４－２） 取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社では、取締役・監査役に対して就任時に講習を実施することとしており、その後についても適時・適宜に講習を受講することとしております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、IR担当取締役を選任するとともに、経営企画部門をIR担当部署としています。
機関投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、説明会等を実施しており、個人投資家に対しても適宜実施を計画してまいります。

２．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
エイチエスビーシー ブローキングセキュリティーズ（アジア） （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	851,200	9.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	658,400	7.66
株式会社河合社団	477,800	5.56
住友不動産株式会社	441,500	5.14
河合楽器取引先持株会	316,100	3.68
明治安田生命保険相互会社	300,000	3.49
カワイ従業員持株会	294,220	3.42
株式会社学研ホールディングス	278,300	3.24
東京海上日動火災保険株式会社	275,000	3.20
共栄火災海上保険株式会社	225,000	2.62

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

１．資本構成、大株主の状況は2020年３月31日現在の状況を記載しております。
２．2017年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、パーソンズ ミュージック コーポレーション及びその共同保有者２社が、2017年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における株主名簿の記載内容との差異が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書等の内容は以下のとおりであります。
氏名又は名称/住所/保有株券等の数/株券等保有割合（%）
パーソンズ ミュージック コーポレーション/英国領バージン諸島トートラ・ロードタウン/100/0.00
アペックス・フロンティア・インターナショナル・リミテッド/英国領バージン諸島トートラ・ロードタウン・ウィッカムズケイワン・オーエムシーチェンバーズ/448,300/4.97
オーリゾン・グローバル・リミテッド/英国領バージン諸島トートラ・ロードタウン・ウィッカムズケイツー・ヴィストラコーポレートサービシズセンター/448,300/4.97
３．2020年３月５日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社及びその共同保有者２社が、2020年２月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書等の内容は以下の通りです。
氏名又は名称/住所/保有株券等の数/株券等保有割合（%）
野村證券株式会社/東京都中央区日本橋１丁目９番１号/3,229/0.04
ノムラ インターナショナル ピーエルシー/1 Angel Lane,London EC4R 3AB,United Kingdom/12,700/0.14
野村アセットマネジメント株式会社/東京都中央区日本橋１丁目12番１号/623,900/6.92

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
片桐　一成	弁護士								△			
中村　捷二	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片桐　一成	○	当社は、2012年6月まで片桐一成氏との間で弁護士顧問契約を締結しておりました。	弁護士としての専門的な知識、経験をもとに、客観的・中立的な視点から当社経営に対し助言、監督をいただいております。 また、独立役員届出書の独立性に関する事項に記載されているa～lのいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しています。

中村　捷二	○	中村捷二氏は、当社がガス供給契約を締結し、ガスの供給を受けている中部瓦斯株式会社（現 サーラエナジー株式会社）の取締役相談役でありましたが、2020年2月に退任しております。 また、当社とサーラエナジー株式会社との間でガス供給契約を締結しガスの供給を受けておりますが、通常の取引であり、かつ両社の連結売上高に占めるその割合は軽微であり、独立性をそこなうものではないと考えております。	長年企業経営に携わってこられた経験や知見により、当社経営の透明性、妥当性を確保するうえで貴重な助言や提言をいただいております。 また、独立役員届出書の独立性に関する事項に記載されているa～lのうち、j以外には該当せず、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	7	0	3	2	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	7	0	3	2	0	2	社外取締役

補足説明

取締役会の独立した諮問機関として、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。コーポレート・ガバナンス委員会は取締役会及び取締役会議長の諮問に基づき取締役候補の選定に関する事項、取締役の報酬に関する事項を審議し、答申しております。
委員の半数以上を東京証券取引所に届け出を行った独立役員とすることで、審議内容の透明性と客観性を確保しております。
その他の2名は独立社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による監査実施の都度、監査役は会計監査人との間で、意見交換を行っています。
その内容は主として会計監査の結果についての報告とそれに対する監査役の意見です。
当社の内部監査を担当する内部監査室は必要に応じて監査役と社内監査計画、監査実施状況等の意見及び情報の交換を行っております。
内部監査室は3ヶ月に一度、内部監査業務の遂行状況及び発見した問題点等について監査役が出席する取締役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田畑 隆久	公認会計士													○
加藤 治男	税理士													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田畑 隆久	○	―――	公認会計士としての経験に裏付けられた財務、会計に関する知見、専門知識を有しており、現に取締役の職務執行等に対し適切な監査を行っていただいています。 また、独立役員届出書の独立性に関する事項に記載されているa～lのいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係を有しておらず一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しています。
加藤 治男	○	―――	各種国税業務にたずさわるとともに各地の税務署長等を歴任され、また税理士としての経験に裏付けられた財務、税務に関する知見、専門知識を有しており、取締役の職務執行等に対し適切な監査を行っていただけるものと考えております。 また、上記のa～lのいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員については全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与については検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期の取締役の報酬等については、取締役11人(うち社外取締役2人)に対し、報酬総額220百万円を支給しております。
なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれておりません。
(注)上記には、2020年6月26日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。
当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてコーポレート・ガバナンス委員会へ諮問し、答申を受けております。
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、コーポレート・ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・取締役報酬の決定方針
当社の取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において下記の考え方に基づき決定しております。
①当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
②代表取締役・取締役別、委嘱された業務執行の役職・キャリア別の体系とし、固定報酬のみを月額報酬として支給する。
③報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データを参考とする。

なお、2017年6月27日開催の第90期定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は、年額360百万円以内(うち、社外取締役分は年額24百万円以内)となっております。
また取締役会は、代表取締役会長兼社長河合弘隆に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長兼社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前にコーポレート・ガバナンス委員会がその妥当性について確認しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の業務を補助する体制といたしましては、秘書課および取締役会事務局部門が所要の連絡および調整を行っております。
また、必要に応じて総務部門・人事部門・経理部門等が、取締役会付議案件の事前説明を行う等のサポートをいたしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名

その他の事項

当社には相談役・顧問制度はありますが、現在該当者はおりません。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は1.の[取締役関係]において記載のとおり、監査役会設置会社の体制を採用していますが、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行とともに、適正な監督および監視を可能とするガバナンス体制を構築しており、一層のコーポレート・ガバナンスの充実に向け実効性を高める運営プロセスを整備しております。
各機関および部署における運営プロセス、機能および活動状況は以下のとおりです。

(取締役・取締役会)
当社の取締役は、2020年6月29日現在10名であり、うち代表取締役は1名、社外取締役は2名であります。

社外取締役には客観的な立場から取締役会における意思決定の妥当性及び取締役の職務執行について大局的な視点で助言、監督をいただき、経営の透明性を高めております。なお、取締役の経営責任を明確にするために、当社は取締役の任期を1年にしております。取締役会は、当社グループ全体の経営戦略、中長期の経営方針等の審議、重要な意思決定、グループ内の各部門の執行状況のモニタリング、指導などの機能を担っております。

さらに、取締役会の監督機能の強化及び代表取締役による機動的な業務執行を目指し、意思決定の迅速性を高めるため、2002年4月より導入いたしました執行役員制度を2005年6月に改編し、取締役にも執行役員を兼務させる体制とし、全社的課題への対応力の強化を図るとともに、業務執行における責任の明確化及び指揮命令系統の充実を図りました。

(監査役・監査役会)

監査役会は、2020年6月29日現在、社内出身監査役2名、社外監査役2名の体制であり、監査方針と分担を定め、各監査役はこれに従い、定期的に各業務執行部門、グループ会社の監査を実施するとともに、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、的確な状況の把握と意見具申を行い取締役の職務執行状況の監査機能の充実を図っております。

(コーポレート・ガバナンス委員会)

当社は、取締役会の独立した諮問機関としてコーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。コーポレート・ガバナンス委員会は取締候補者の選定に関する事項や、取締役の報酬に関する事項、その他コーポレート・ガバナンスの向上に関する事項を審議し、答申・報告することとしております。

コーポレート・ガバナンス委員会は東京証券取引所に届け出を行った独立役員の全て、取締役会議長、代表取締役および取締役会が必要に応じて委嘱するその他の取締役で構成し、うち独立役員が過半数を占めることとし手続きの透明性と客観性を確保しております。

(常務会)

当社は、取締役会における意思決定事項に対する具体的な業務執行方針およびその計画案、並びに高度な判断を伴う日常的業務案件の審議、管理、決定機関として常務会を設置しており、原則毎週1回定期的に開催しております。

(経営会議体)

全社的課題を審議するステアリング・コミッティ(取締役及び監査役で構成)、執行役員の業務執行状況や各部門の生産・販売状況を確認し、重点戦略の評価及び検討を行う事業別や地域別の各戦略会議(取締役、執行役員並びに主要部門長で構成)等を設置して戦略モニタリング、コントロール機能を確保しております。

(内部監査)

当社では、内部監査部門として「内部監査室」を設置し、当社グループの業務活動全般に関して、業務執行が適法、適正かつ合理的に行なわれているかどうかを監査するとともに、会社資源の活用状況、法令・社内規程の遵守状況についての監査を行なっております。

内部監査部門は、内部統制部門である総務、人事、経理等の各部門と定期的に情報交換及び課題確認の場を設けております。

(公認会計士の氏名と継続監査年数)

所属する監査法人:アーク有限責任監査法人
2020年3月期の監査業務を執行した公認会計士:
指定有限責任社員 業務執行社員 三浦 昭彦
指定有限責任社員 業務執行社員 山本 博生
(注1)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
(注2)当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他の補助者5名です。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、内部統制の充実、コンプライアンス体制の整備、経営の透明性の確保に努めるとともに、楽器製造、楽器マーケット並びにその周辺事業に関する専門的な経営知識と豊富な経験を有する人材を取締役として選任しており、変化の激しい経営環境に迅速・的確に対応しスピーディーな意思決定を目指すという観点から、現在の体制を採用しています。

選任された独立性の高い複数名の社外取締役・社外監査役が、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的として、それぞれの保有する知識・見識をもとに客観的な立場で取締役の職務執行状況を監視します。取締役会の任意諮問委員会として、社外取締役を委員長とし委員総数の半数以上を社外役員とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。

また、ステアリング・コミッティやリスクマネジメント委員会など重要な会議には監査役がオブザーバーとして傍聴し、その意思決定の過程を監視しております。

以上により経営の監督、牽制活動は充分機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前を目途に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用した議決権の電子行使ができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	事前申込により、株式会社東京証券取引所により設立された株式会社ＩＣＪの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用できます。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）の英文版を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	発送日前に招集通知を自社ホームページ及びTDnetに掲載しております。 またプレゼンテーションソフトおよび一部にナレーションを使用することにより、よりわかりやすい説明と総会運営を目指しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2006年３月期より決算説明会を年2回、東京にて開催しております。 （2020年3月期決算説明会は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止）	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示資料、並びに決算説明会資料などをホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営の理念」において、「お客様の満足を第一に商品・サービスを提供すること」「社員を大切にし、明るい企業をめざすこと」を述べ、「倫理規範」に「当社と利害関係をもつすべての者との間で公正・公平かつ透明な関係を維持し、公正かつ自由な競争と取引を行なう。」とし、「倫理行動規準」にて「顧客、取引先、競争会社等との関係」や「株主・投資家等との関係」について具体的な行動規準を定め、これを全社員に配布し、教育により徹底しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「感動製造業」をモットーとする当社は、地球市民の一員として環境と資源を守ると共に、真に豊かな心と社会の実現に尽くし、グローバルな視野に立って地球環境にやさしい企業を目指しております。 環境保全活動、CSR活動等の具体的な活動につきましては、当社ウェブサイトおよび環境社会報告書に掲載しております。 当社ウェブサイト https://www.kawai.co.jp/csr/ 環境社会報告書 https://www.kawai.co.jp/csr/report/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	従来から方針のひとつとして「透明性」の高い経営の推進を掲げており、積極的且つ正確な情報開示を速やかに実施しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では「経営の理念」および「行動指針」を策定し、業務運営の指針としており、併せて中期計画に掲げた目標の達成に向けて、各組織が予め定められた役割に従い、法令や定款に則って効率的に戦略遂行できる体制構築を目指しています。また、法律問題につきましては、分野ごとに恒常的に複数の法律事務所と顧問契約を締結した上で適法性の確保に努めています。

内部統制システムについては、企業価値向上のためのコーポレート･ガバナンスの一環としてその重要性を認識し、2006年5月12日に取締役会で決議しました「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、2015年5月1日から施行された改正会社法の改正主旨に合わせ、2015年5月14日開催の取締役会で一部改定することを決議しており、この決議に基づき内部統制システムの整備を推進しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針は以下の通りです。その模式図については、巻末「添付資料」をご参照下さい。

1．取締役、当社子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループの全役員および従業員等を対象とする「カワイ倫理規範」、「倫理行動規準」を制定しています。
(2) その徹底を図るため「コンプライアンス規程」及び関連規程類を整備するとともに、「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な事項の審議及び社内への教育･啓蒙を行っています。
(3) 当社グループ全体のコンプライアンスに関わる相談･通報システムとして、社内通報制度を構築しています。
(4) 内部監査部門は、当社グループ全体のコンプライアンス面での社内周知の徹底状況等の監査を行っています。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務執行に係る情報･文書の保存及び管理について、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」及び関連規程類を整備し、その対象、保存すべき期間等を明確化するとともに、必要に応じてその運用状況の検証、規程類の見直しを行っています。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社グループ全体として総合的、包括的リスクの評価、管理を行うため、「リスク管理規程」を制定するとともに、取締役を責任者とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、その下に部門横断的分野別の防災、安全衛生、コンプライアンス、環境問題、情報セキュリティ等の委員会を設置しています。
(2)「リスクマネジメント委員会」は、関連する規程類の整備および運用状況の確認、要員への想定訓練、研修カリキュラム等を企画実行するとともに、全社リスク管理状況を定期的に取締役会に報告しています。
(3) 不測の事態が発生した場合には、取締役を責任者とする「緊急対策本部」を直ちに設置し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整備しています。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 執行役員制度をとることにより、取締役を少人数に留め、取締役会における意思決定を迅速化する一方、「執行役員規程」等に基づき執行役員に業務執行権限を委譲して執行責任を明確にしています。
(2) 取締役会を定期的に開催するほか適宜臨時に開催し、法令･定款で定められた事項、その他当社グループ全体の経営戦略、中長期の経営方針等重要事項の決定及び計画遂行状況、業務執行状況の監督を行っています。
(3) 取締役会における審議内容の充実と効率性の向上を図るためテーマに応じてステアリング･コミッティ等の会議を設けています。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1) 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、各関係会社には、当社担当役員及び管掌部門を置き、その経営状況等事業の総括的管理を行っています。
(2) 当社グループ会社の業務の執行責任者は、定期的に業務の執行状況を当社に報告するものとしています。
(3) 内部監査部門は関係会社管理状況および当社と関係会社との取引等を監査しています。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1) 必要に応じて監査役の職務の補助をなす使用人を配置するものとしています。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
(1) 監査役の職務の補助をなす使用人の人事等は監査役会の同意の上で行うものとしています。
(2) 監査役の職務の補助をなす使用人は常勤監査役の指揮命令下に入るものとしています。

8．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人あるいはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに当社監査役に報告するものとしています。
(2) 監査役は、必要に応じ、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から報告を受け、また議事録、稟議書等重要な文書の閲覧を行なっています。
(3) 上記(1)の報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等へ周知徹底しています。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は経営陣及び当社会計監査人とそれぞれ必要に応じ意見交換を行っています。
(2) 監査役は内部監査部門と充分な連携を保っています。
(3) 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を社会から排除していくことは、治安対策上重要なことであり、企業にとっても社会的責任の観点から必要であり、また、反社会的勢力が従業員を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、企業防衛の観点からも必要なものであります。このような観点から、当社は反社会的勢力による被害を防止するため、コンプライアンス体制及び内部統制システムの一環としての体制整備に努めております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況は以下の通りです。

１．社内の倫理規範である「カワイ倫理規範」及び「倫理行動規準」において、反社会的勢力に対しては会社組織として断固たる行動をとり不正・不当要求には一切応じない旨、及び反社会的勢力の活動を助長する行為を禁止しこれらとの一切の関係を遮断する旨を宣言し、企業倫理委員会等を通じて従業員への周知を図るとともに、適宜、役員従業員等への研修活動を実施しております。

２．反社会的勢力による不当要求等が発生した場合の対応部署を総務人事部内に設置し、主要事業所には不当要求防止責任者を配置させ、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理、蓄積することにより、必要に応じ関連部署に対し情報の提供を行い、グループ内への注意喚起、情報の共有化を図っております。

３．総務人事部では、契約行為に伴う不当要求等につき、各部署を支援するとともに、顧問弁護士、地元警察、暴力追放運動推進センター、企業防衛対策協議会等の社外専門機関との緊密な連携関係の構築に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」を2019年６月26日開催の第92期定時株主総会における株主の皆様のご承認により内容を一部改定のうえ、新たな対応方針（以下「本プラン」といいます。）として更新しております。
以下に本プランの概要を記しますが、本プランの詳細と改定の内容につきましては、以下のホームページアドレスで開示しております。
http://www2.kawai.co.jp/ir/pdf/2019/disclo _ 20190521.pdf
(株式会社河合楽器製作所2019年５月21日付ニュースリリース 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について)

1．本プラン更新の目的
当社は、当社株式の大量買付が行われる場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものと考えております。本プランはその場合の当社における手続を定め、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とします。

2．本プランの特徴
本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上にすることを目的とする、当社株券等の買付行為を行うに際して従うべき一定のルールを事前に公表し、そのルールに従った場合は本プランに基づく対抗措置は取らず、ルールに従わない場合には、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を取るという、事前警告型の買収防衛策です。

3．本プランの概要
1）大規模買付者に対する情報提供の要求
大規模買付者には、大規模買付ルールに従って買付を行う旨の誓約文言が記載された書面「買付説明書」を当社取締役会に提出していただきます。

2）取締役会による評価・検討
当社取締役会は、大規模買付者から提供された「買付説明書」に基づき、大規模買付行為の評価検討を行い、場合によっては大規模買付者との交渉を行うものといたします。

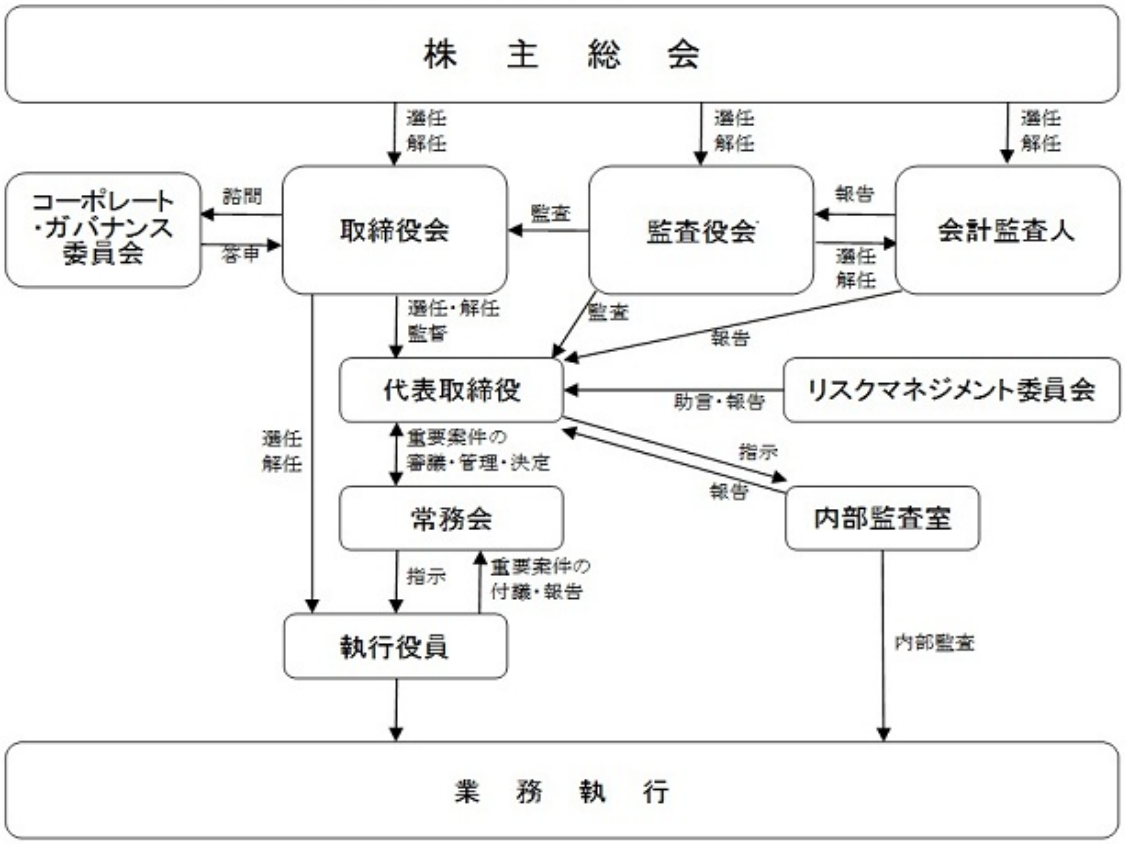
3）独立委員会への諮問
当社取締役会は、大規模買付者において、大規模買付ルールが遵守されたか否か、また、ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者または大規模買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当し、対抗措置発動の必要があるか否かについて最終的な判断を行います。
その際、当社は、当社取締役会により恣意的な判断が行われる可能性を排除するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が大規模買付ルールに関する各種判断をするための諮問機関とすることといたします。

4）対抗措置
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、当社企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を行うことがあります。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のリスク管理体制は、業務執行に伴うリスクを未然に防止し、またリスクが顕在化した場合には、社会的、経営的な影響を最小限にとどめるため、職制により組織的に対応するものから必要に応じグループ全体を対象とした委員会等を設置するなど、機動的な対応に努めています。
企業倫理、情報セキュリティ、地球環境、防災等に関する委員会は、リスクマネジメント委員会の統括のもとで全社的な整合性を保っています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制および内部統制体制は次のとおりです。



当社の会社情報の適時開示に関する社内体制は次のとおりです。

